

別記様式第13号(第20条、第32条の6関係)

この事務所を現に管理し ている指定暴力団員又は 現に使用している指定暴 力団員は、暴力団員等に 関する法律 第15条第1項 第15条第3項において準用する同条第1項 第30条の11第1項 の規定により、この事務所 について 使用制限 の命令を受けています。 <table border="1"><tr><td rowspan="2">期 間</td><td>年 月 日から</td></tr><tr><td>年 月 日まで</td></tr></table> 公 安 委 員 会 この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中 に取り除くと処罰されます。						期 間	年 月 日から	年 月 日まで	30	20	30
							期 間	年 月 日から			
年 月 日まで											
30	31	35	140	31	30						
297											

420

170

20

20

50

20

60

20

30

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
- 2 「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
- 3 色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
- 4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
- 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
- 6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
- 7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
- 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。